

沖縄県諮問土第 40 号

沖縄県都市計画審議会

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項に基づき、次の事項について付議します。

議案第1号 那覇広域都市計画公園の変更「5・5・那5号 首里城公園」

議案第2号 那覇広域都市計画下水道の変更「中部第一流域下水道」

令和 8 年 2 月 9 日

沖縄県知事 玉城 康裕

